

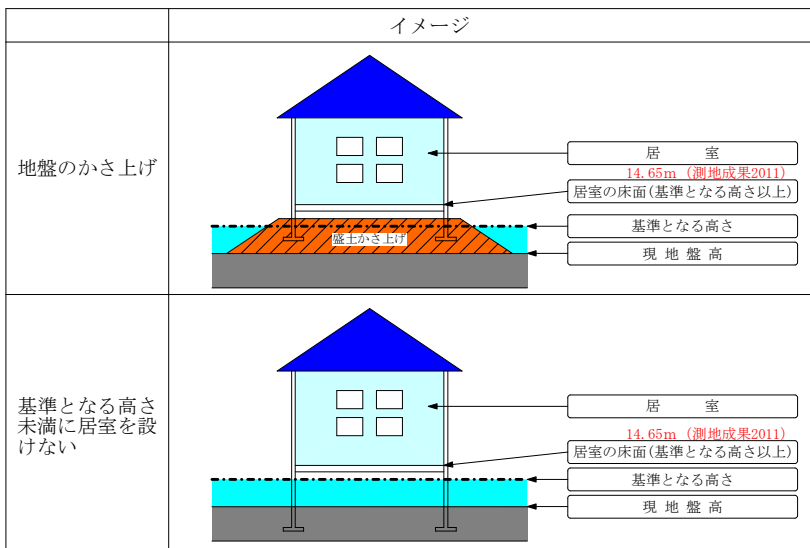
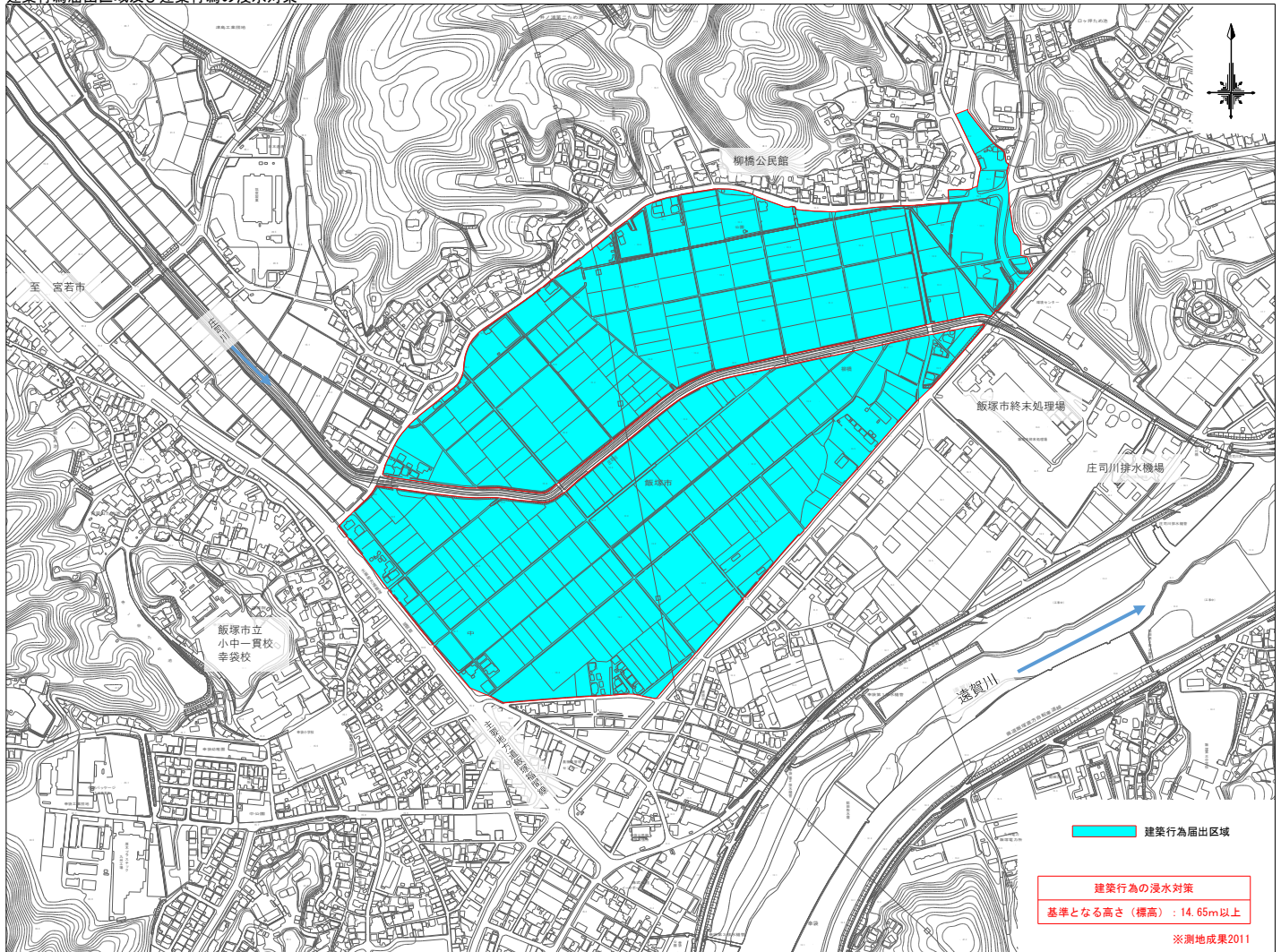
令和9年1月1日より

【飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例】が施行されます。

庄司川流域については、国、県、市において「庄司川総合内水対策計画」を策定し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な内水対策を実施しております。

このたび、ハード対策が完了した（※）後も内水浸水の危険性が高い地域において、新たな浸水被害の防止を図るための土地利用に関するルールとして【飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例】を制定いたしました。

飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例（第2条第3号、第5条関係）
建築行為届出区域及び建築行為の浸水対策



建築行為届出区域（地図の水色の区域）に家を建築する場合には、イメージ図を参考に居室（普段生活を行う部屋）の床面を基準となる高さ14.65m以上（測地成果2011）となるよう計画を行うこと。

（※）実施したハード対策は、10年に1回の確率降雨（24時間雨量225.8mm）を目標として整備しており、それを上回る雨が降った場合には、この高さ以上になることがあります。

お問い合わせ先
〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号
飯塚市 都市建設部 土木建設課
TEL 0948-96-8472 FAX 0948-22-5827

